

システム利用規約

この「システム利用規約」（以下「本規約」といいます）では、当社がご契約者（以下「契約者」といいます）に対し、各種サービスを提供するにあたり適用される一般条項を定めます。契約者は、本規約の読み、利用を申込みサービスによっては当該サービスごとに本規約とは別に定められている特別（以下総称して「サービス別特別」といいます）を順守することに、あらかじめ同意します。

本規約・サービス別特別は、当社のウェブサイト上に設ける以下に記載する専用ページ内において公開されています。

（専用ページ）http://www.e-seikatsu.info/kiyaku/

契約者は、サービス利用申込以降、本規約記載の内容にかかわらず、専用ページ内に公開される最新の本規約・サービス別特別の規定内容が適用されることにあらかじめ同意します。

当社が本規約・サービス別特別の変更を行う場合は、変更後の内容および適用開始時期等の情報を、上記専用ページ内において公開します。契約者が適用開始時期を経過した後も対象サービスの一部または全部の利用を継続した場合には、当社は契約者が変更後の規約を同意したものとみなします。

第1章 サービスの提供について

第1条 対象サービスについて

- 「対象サービス」とは、当社が開発した以下①から⑧までの機能を有するコンピュータ・プログラム（以下「対象ソフトウェア」といいます）のうち、契約者の申込みに対して当社が承諾し、契約者にインターネットまたはその他の手段を通じて提供するサービスをいいます。
 - 契約者の不動産物件情報・顧客情報等、各種情報のデータベースを構築する機能
 - 前①号のデータベースに各種情報を特定の法則に従って検索する機能
 - 契約者が指定するウェブサイト上に、物件データマースに入力された不動産情報を表示させる機能
 - 物件検索サイトへの募集広告の掲載を含む、他社システムへの情報の自動入力等を目的とし、必要なファイル形式や送信方法等の仕様にに基づきデータファイルを作成し保存、または送信処理する機能（以下「コンパート機能」といいます）
 - ウェブサイトのコンテンツの登録や、更新・削除などを行うことで契約者の保有する不動産物件情報を掲載したウェブサイトを自動的に作成・公開する機能
 - 不動産業務を行うにあたって必要となる帳票類の出力機能
 - インターネット上で賃貸管理物件の契約業務から請求・入金・送金業務までを行うための機能
 - その他当社が定めるサービス・機能
- 対象サービスのうち「基本サービス」はサービスを利用する上で申込が必須となるサービス、「オプションサービス」はその他のサービスをそれぞれいいます。

第2条 契約期間

- 本契約は、当社が利用申込に対して承諾した旨のメールを第6条(申込手続き)第2項の定めに基づいて契約者に発信したことを条件に、申込日に遡って発効します。
- 本契約の最初の期間満了日は、以下のとおりとします。
 - 基本サービス 第10条に定義する「課金開始日」から起算して1年が満了した月の末日
 - オプションサービス 第10条に定義する「課金開始日」から起算して3ヶ月が満了した月の末日この期間中に、契約者または当社から本契約の定めに従った解約の手続きがなされない限り、さらに同じ期間更新され、以後同様とします。
- 本契約の失効後といえども、本規約第10条（サービス料金の支払い）から第15条まで（機密情報の取扱い）、第17条（データの管理）、第19条（知財財産権）から第29条（合意管轄）まで、および本条の規定はなお有効とします。また本規約に定める機密情報については、対象となる機密情報受領後3年間（ただし個人情報については無期限とします）、機密保持義務が発生するものとします。

第3条 サポート対応時間

当社サポートセンターの対応時間は、以下の通りとします。

- 連絡先 https://www.es-e-bukken.com/inquiry_eb-helpdesk@e-seikatsu.co.jp または別途定めるフリーダイヤル
- 対応時間 10：00～18：00(年末年始、その他当社が定める休業日を除く)

第4条 再委託

- 当社は、本件サービスの全部または一部を自己の責任において第三者（以下「再受託者」といいます）に再委託することができるものとします。
- 前項の場合、当社は再受託者についても、本契約に基づき当社が通常負う義務と同一の義務を負わせるものとします。

第2章 諸手続きについて

第5条 優先順位

本申込書において、相互に相容れない規定がある場合は、次の順位により、上位の文書の規定が優先して適用されます。なお、①から④までを総称して「本契約」といい、以下同様とします。

- 特約（申込書内の所定欄） 記載事項
- ①以外の申込書記載事項
- サービス別特別
- 本規約

第6条 申込手続き

- 対象サービスの利用を希望するにあたっては、当社所定の申込書に必要事項を確認の上押印し、当社へ提出するものとします。このとき、あわせて登記簿謄本（コピー可、直近3ヶ月以内に発行された「履歴事項全部証明書」に限ります）を1法人につき1部を当社へ提出するものとします。なお、個人事業主の場合は、宅地建物取引業免許証のコピーを提出するものとします。
- 申込みに対する承諾は当社からのメールで行うものとします。以下当社からの承諾のメールを「受理メール」といいます。

なお、本契約において「契約者」とは、本規約をお客様とし、当社が指定する手続きに従い当社が提供するサービスの申込みをし、当社が申込みを承諾したお客様をいひ、以下同様とします。
- 当社は契約者から本申込書および当社が指定した設定依頼書・コンテンツ等各種情報を受領した段階で、審査をするものとします。申込みを承諾しない場合、その理由については開示せず、また当社が受領した書類は返

却しないものとします。

第7条 対象サービスのうち、あらかじめ第三者との契約を必要とする場合

- 対象サービスのうちコンパート機能・特定の特約店および代理店向けサービスなど、契約者と第三者との間に契約が締結されていることを前提として当社より提供されるサービスについては、契約者はその第三者との間で別途必要となる契約を締結するものとします。
- 前項の定めに関わらず、契約者が第三者と必要となる契約を締結しなかった場合でも、契約者からの申込内容に応じて、当社がコンパート機能をはじめとする対象サービスの設定等を行った場合、契約者は第10条(サービス料金の支払い)の定めに基づき、当社に対して対価を支払うものとします。
- 契約者と第三者との間に締結された契約が終了した場合であっても、契約者はその契約が終了したこと自体をもって、ただちに対象サービスの解約を主張することができないものとします。

第8条 対象サービスの変更

- 対象サービスの提供期間（以下「サービス期間」といいます）中に、契約者が対象サービスの内容の変更を希望する場合には、当社所定の書類を当社へ提出するものとします。
- 「プラン」として当社が設定した利用条件を契約者が変更することを「プラン変更」といい、この場合の手続きについては前項の定めを適用します。

第9条 契約者の届出情報の変更

申込時に当社に対して届出した契約者に関する情報につき変更があった場合、契約者は速やかに当社所定の方法にて届出るものとします。

第3章 料金の支払いについて

第10条 サービス料金の支払い

- 「課金開始日」とは、契約者が支払うべき本申込書記載の金額（以下「サービス料金」といいます）が発生する日をいいます。原則として、当社が毎月15日までに契約者に対し受理メールを送信した場合はそのメールを送信した日の翌月1日を「課金開始日」とします。毎月16日以降に契約者に対して受理メールを送信した場合はそのメールを送信した日の翌々月1日を「課金開始日」とします。
- 契約者が「基本サービス」プランの変更を申込み、当社が毎月20日までに受理メールを送信した場合は、そのメールを送信した日の翌月1日をプラン変更後の料金における「課金開始日」とします。受理メールを当社が毎月21日以降に送信した場合は、そのメールを送信した日の翌々月1日を、プラン変更後の料金における「課金開始日」とします。
- 契約者は、サービス料金を当社に支払うものとしサービス料金の支払期日は、次のとおりとなります。なお、対象サービスを初めて利用する場合、契約者はその対象サービスの初期設定料金および月額利用料(課金開始日の属する月およびその翌月分の料金)を一括して支払うものとします。
 - 初期設定料金 当社の指定する日
 - 月額利用料 サービスを利用する月の前月末日
 - 超過料金 サービスを利用した月の翌々月末日
- 契約者が対象サービスの利用可能な範囲の定めを超過して利用した場合、契約者は当社に対し超過利用分の対価を支払う義務が発生します。この場合の支払期日は前項③号の定めが適用されます。
- 当社は、サービス料金を受領した後は、第13条第2項に基づき解約の場合を除き請求金額を契約者に返還しないものとします。また、本条第2項に基づきプラン変更を実施した場合においても、プラン変更後のサービス内容に基づく請求は、同項において定められる課金開始日の属する月以降に発行される請求書において行われるものとし、課金開始日の前日までの期間における料金の日割り精算および受領済み料金の契約者への返金は行われなことに、契約者はあらかじめ同意します。
- 当社がサービス料金を改定する場合、当社に変更後の料金につき、契約者にあらかじめ通知するものとします。契約者が変更後の料金の適用時期を経過した後も、対象サービスの一部または全部の利用を継続した場合には、当社は契約者が変更後の料金につき同意したものとみなします。
- 契約者は、サービス料金の支払方法に応じて、次の各事項に従うものとします。
 - 当社指定の銀行口座への振込みより支払う場合
振込手数料は契約者が負担するものとします。
 - 自らの保有する（または新規開設した）銀行口座からの自動引落により支払う場合
契約者は、自動引落口座登録のための所定の届出書を当社へ提出するほか、口座登録が完了するまでの期間に当社からの請求書に従い当社指定の銀行口座への振込によりサービス料金を支払うものとし、この場合①号の定めに従います。
- 契約者がサービス料金の支払いを遅延した場合には、当社に対し年率14.5%、年365日の日割計算による遅延損害金を支払うものとします。

第11条 「お預かり保証金」の取扱い

- 契約者は、「お預かり保証金」（以下「預り金」といいます）を当社に支払うことが利用開始の条件となっているサービスにおいては、サービス利用に先立ち当社の指定する日までに預り金を一括して当社に支払うものとします。当社は預り金の入金を確認した後、預り金を受領した旨のメールを、本申込書に記載された契約者のメールアドレス宛に送信します。
- 前項の預り金については、次の各号の定めが適用されます。
 - 当社の指定する日までに契約者による預り金の支払いが行われなかった場合（入金を確認できない場合を含みます）、当社は契約者に対して対象サービスの全部または一部を提供する義務を負わないものとします。また、入金が遅れたことにより契約者が被る一切の不利益について、当社は責任を負わないものとします。
 - 利用サービスの追加等により、契約者が当社に対して差入れるべき預り金が増額した場合、契約者は当社の指定する日までに、これまでに当社に支払った額を控除した差額分を支払うものとします。なお、預り金が減額となる場合、当社は本契約が終了するまでの期間中、契約者に対して返金を行う義務を負わないものとします。
 - 契約者は預り金の返金を請求する場合、当社所定の手続きを要するものとします。ただし、当社は、契約者によるサービス料金の支払いが滞っている場合、または契約者が第26条(期限の利益の喪失)の各号に定める事由に該当した場合、契約者への返金より優先して預り金を契約者が支払うべきサービス料金の全部または一部に充当することができます。なお、本号は預り金が充当の対象となるサービス料金とは、サービスの種類にかかわらず、当社が契約者に対して提供するサービス全般の対価をいいます。
 - 預り金契約者の返金請求内容に不備があり、かつ契約者との間に連絡がとれず、当該不備の修正ができなかった場合、または契約者が所在不明になる等返金先の実在が確認できない場合は、本契約締結日の翌日から起算して2年が満了した日の翌日以降、当社は契約者に対して当該預り金を返金する義務を負わないものとします。

第4章 解約について

第12条 契約者による解約

契約者が解約を希望する場合には、本申込書（ただしすべてのサービスを解約する場合には、凡そ生活システム利用全解約申請書）を用い以下総称して「解約申込書」といいます）を当社へ提出するものとします。解約申込書を当社が契約者から毎月20日までに受領し、本条第2項に定めるメールを当社が送信した場合、本契約は翌月末日をもって解約となります。当社が契約者から毎月21日以降に受領し本条第2項に定めるメールを当社が送信した場合、本契約は翌々月末日をもって解約となります。ただし契約者は、対象サービスを次の所定期間利用するものとし、この期間内に解約申込書を提出した場合は当社に対し各所定期間の料金から既払い分の料金を控除した金額を違約金として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

- 基本サービス 第10条に定義する「課金開始日」から起算して1年が満了した月の末日
- オプションサービス 第10条に定義する「課金開始日」から起算して3ヶ月が満了した月の末日

第13条 当社による解約

- 当社は、契約者が第26条(期限の利益の喪失)の各号に定める事由に該当した場合、当社は事前の通知をすることなく、契約者に対する対象サービスの提供を停止し、または本契約を解約することができるものとします。なおこの場合契約者に対する当社の債権は消滅せず、また当社による損害賠償の請求を妨げないものとします。
- 当社は、事由の如何を問わず、書面で契約者に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。ただし、この場合には、すでに受領した料金のうち本契約が解約された日以降の分に関しては、月を30日とした日割計算により返還するものとします。
- 前2項の定めのほか、当社はあらかじめ契約者に通知することにより、対象サービスの提供を当社の判断に基づき、終了させることがあります。この場合、本契約は対象サービスの提供終了をもって、自動的に終了するものとします。

第14条 その他解約事由

- 本契約締結後に、契約者または契約者の役員が、暴力団、暴力団員、またはその他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当していることが判明した場合、または該当することになった場合、当社は事前に契約者に対して催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。
- 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社が契約者を反社会的勢力と推定します。
 - 契約者または契約者の役員が逮捕、勾留、または起訴され、かつ逮捕状、勾留状または起訴状に契約者が反社会的勢力である旨の記載がある場合
 - 日刊新聞紙またはテレビにおいて、契約者または契約者の役員が反社会的勢力である旨の報道がなされた場合
- 前項に掲げる場合、当社は契約者に対して、相当な期間を定めて契約者が反社会的勢力に該当しないことを証する資料の提出を請求することができるものとします。契約者が当該期間内に資料を提出しない場合、当社は契約者を反社会的勢力とみなすことができるものとします。

第5章 情報の取扱い・知的財産等について

第15条 機密情報の取扱い

- 「機密情報」とは、技術上または営業上その他一切の情報をいひ、次条に定める「個人情報」も含まれるものとします。
- 契約者および当社は、事前に相手方の書面による同意を得た場合を除き、対象サービスに関して相手方から開示された機密情報を、サービス期間終了後3年間(個人情報については無期間)、第三者への開示、複製および対象サービスの目的外利用をしてはならないものとします。ただし、次の各号に該当するものはこの限りではないものとします。（なお、次条に定める「個人情報」については適用されません。）
 - 相手方から開示を受ける以前に既に保有し、または独自に知得したもの
 - 相手方から開示を受ける以前に公知であったか、または開示された後に公知となったもの
 - 正当な権限を有する第三者から契約者が機密保持の義務を負わずに知得したもの
- 当社は、法令の規定、裁判所その他司法機関の命令による開示、弁護士その他法令上守秘義務を負う者への開示等、止むを得ない場合は事前の通告なく開示する場合があります。
- 契約者および当社は、機密情報に接する機会のある自己の従業員および第4条に定める再受託者に対し、本条の内容を遵守させるものとします。

第16条 個人情報の取扱い

- 契約者および当社は、対象サービスを通じて入手した個人情報（特段の定めがない限り、「個人情報の保護に関する法律」第2条に定義される内容をいいます）の取扱いについては、関連法令を遵守し、その安全管理のため必要かつ適切な措置を講じなければならぬものとします。
- 契約者は、前項に定める個人情報の管理状況が適切であることを当社に対し保証するとともに、当社に対して個人情報の送信先として指定したメールアドレス・URL等に誤りがないことを保証するものとします。なお、契約者の求めに応じて当社から契約者に個人情報を発信または伝達した後に生じた個人情報に関するいかなる損害についても当社は責任を負わず、契約者は自らの費用と責任でこれに対処するほか、当社がこれにより被った損害の賠償に応じるものとします。

第17条 データの管理

- 契約者は、契約者が申込の際に当社へ届出した事項、ならびにご契約者の保有する物件情報および資料請求情報、その他対象サービス提供上当社サーバ内に保存されたデータ（以下「登録データ等」といいます）が当社のデータベースに登録されることにあらかじめ同意します。
- 当社は、登録データ等を善良なる管理者の注意義務をもって適切に管理し、物件や個人の特定が可能な状態で第三者に提供しないものとします。ただし、次の各号に定める場合については、契約者は当社によるデータの利用および提供にあらかじめ同意します。この場合、当社は個人情報に関する法令を遵守するものとします。
 - マーケティング、新規サービス開発またはサービス向上の目的のために、当社が登録データ等を集計・分析し、物件情報および個人の識別・特定ができない状態に加工したものを作成し、当社が利用する場合、または当社が認めた第三者に提供する場合
 - 対象サービス中「コンパート機能」を契約者が利用する場合（ただし、「コンパート機能」の対象となる物件や個人については当該機能の性質上、特定が可能な状態でも当社による利用および第三者への提供が行われるものとします）
 - その他、契約者の同意を得た上で登録データ等を利用する場合
- 当社がサービス期間終了後、契約者より預かった登録データ等の削除等の処理を行うものとする。この処理により契約者が被る不利益等について一切の責任を負わないものとします。

第18条 当社による物件情報等の修正・変更等

当社は、次の各号の場合において、契約者の保有する不動産物件情報のうち、当社が現に受領している情報、

または対象サービスの利用の結果、契約者によりウェブサイト等への掲載により一般に公開された情報（以下「物件情報等」といいます）の内容の修正・変更等を請求することができ、契約者がこれに応じない場合は当社が削除することができるとします。

- 物件情報等が法令またはガイドライン等に違反したものであると当社が判断した場合
- 当社が第三者から物件情報等に関連してクレームを受け、または何らかの責任を負い、もしくは紛争に巻き込まれるおそれがあると判断した場合
- その他、物件情報等に重大な問題があると当社が判断した場合

第19条 知財財産権

- 対象サービスの提供に係るシステム、対象ソフトウェア、関連資料等に関する知的財産権の一切については、当社に留保されます。当社は契約者が対象サービスを利用するために必要な範囲において、サービス期間中に限り著作権法に基づき利用を許諾できるものとします。
- 当社が契約者に対し対象ソフトウェア等を貸与する場合、その対象ソフトウェアについての著作権は当社が有しており、契約者が対象サービスに関連して自己のために利用する場合に限定して利用の許諾を与えるものとし、契約者による、当該プログラムの複製および当該対象ソフトウェアの他の契約者または第三者への貸与・譲渡等は一切禁止するものとします。また、契約者は、サービス期間が終了した場合は当社が請求する場合には、速やかに当該対象ソフトウェアおよび関連資料等を当社へ返却し、または当社の指示に従って廃棄することとします。

第6章 禁止事項・免責等について

第20条 禁止事項

- 契約者は、対象サービスの利用に関して、次の各号に定める行為を行わないものとします。
 - 対象サービスおよび対象サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - 本契約等に違反して、第三者に対象サービスを利用させる行為
 - 他の契約者に成りすまして対象サービスを利用する行為
 - ウィルス等の有害なコンピュータ・プログラム等を送信または掲載する行為
 - 対象サービスの利用または提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - 当社もしくは第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為または侵害するおそれがある行為
 - 当社もしくは第三者の氏名、名誉およびプライバシー等を侵害する行為
 - 詐欺等の行為に結びつくまたは結びつくおそれのある行為
 - 本人の同意を得ることなくまたは法的な手段により第三者または当社の個人情報を収集する行為
 - 法令もしくは公序良俗に違反し当社もしくは第三者に不利益を与える行為
 - その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクを貼る行為
 - その他、当社が不適切と判断する行為
- 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判明した場合には、直ちに当社に通知するものとします。
- 契約者は、対象サービスを利用するために必要な機器や通信回線その他全ての設備を自己の責任と負担において準備し、使用するものとします。
- 対象サービスの利用に際し、当社がアカウントおよびパスワードを発行する場合は、次の各号が適用されます。
 - 契約者は、自己のアカウントおよびパスワードを他の契約者または第三者に譲渡したり使用させたりすることはできないものとします。
 - 契約者は、自己のアカウントおよびパスワードの管理や使用について一切の責任を持つものとし、他の契約者または第三者によるアカウントおよびパスワードの不正使用があった場合にも、当社は一切責任を負わないものとします。

第21条 サービスレベルに関する保証

- 当社は、商品・サービス名の冒頭に「ES」という表示のある全ての商品群（以下「ESサービス」といいます）全体に対して、各月における稼働率が99%以上であることを保証します。なお、「稼働率」とは、サービス提供月（24時間・1ヶ月）全体のうち、次項に定める「サービスダウン期間」（分換算とし1分未満は切捨てとします）を除いた時間をその月において「サービスが稼働している時間」とみなし、そのサービス提供月に占める割合％表示、小数点第1位未満は切捨てとします）をいうものとします。また、次項に定める「サービスダウン」が複数の月にわたる場合は、それぞれの月において当該月の稼働率を算定するものとします。
- 前項において、「サービスダウン」とは、次の各号に定める条件すべてを満たす場合をいいます。また、「サービスダウン期間」とはサービス提供月における①号および②号が同時に発生している30分以上の時間の合計（分換算とし1分未満は切捨てとします）をいいます。
 - ESサービスが、当社の責によりまったく利用できない状態であること
 - ESサービスの全ての契約者のうち、5%以上が①号の状態に陥っていること（サービス提供期間中にESサービス全体で利用されていたアカウント数全体を基準と算定）
 - ①号および②号が同時に発生している状態が30分以上続いていること（従って30分未満の断片的にESサービスが利用できない状態は除きます）
- 第1項において当社が契約者に対して保証するサービスレベルを維持できなかった場合、契約者は第24条に定める条件および手続きに従って当社より補償を受けることができます。

第22条 免責

- 当社は、特段の定めのない限り、以下に挙げる事項について一切保証しないものとし、これらの事項が原因となって契約者に生じた損害について、利用料金の返還、損害の補償等を行わないものとします。
 - サーバをはじめとするハードウェア、およびソフトウェアの保守・点検、補修に伴い、3営業日前までに契約者に通知した上で対象サービスの停止
 - 停電や天災、疫病の蔓延、サーバをはじめとするハードウェアの故障（当社の管理下にあるサーバ類が当社の責により故障した場合を除きます）などの不可抗力により生じた対象サービスの停止
 - サーバをはじめとするハードウェアの故障・通信回線障害等（当社の管理下にあるサーバ類が当社の責により故障した場合を除きます）により、データ転送過程でデータ内容に生じた損失、欠損、変形
 - 契約者が対象サービスを利用することにより得る情報等の完全性、合目的性、正確性または永続性
 - コンパート機能における送信先システムにおける情報の漏洩等（当社の管理下にあるサーバ類が利用できない場合）
 - インターネット回線サービスプロバイダまたはインターネット接続サービスプロバイダ（以下「ISP等」といいます）が契約者に対して提供するサービスが当社サービスと適合しないことにより契約者が被る損害等、またISP等およびその他の電気通信事業者の設備等の故障により当社サービスを適切に利用できない場合等（当該ISP等およびその他の電気通信事業者が保有するサーバ類の故障等による当該サーバ類に蓄積されたデータ等の滅失、損傷または外部への漏洩等を含みます）、当社の責によらない事由のため契約者が被る損害
 - 契約者が入力したデータが共有・利用されることにより他の契約者または当該データを閲覧した第三者（当

第6章 契約の履行が困難であるとき

第6-1条 契約の履行が困難であるとき

第6-2条 契約の履行が困難であるとき

第6-3条 契約の履行が困難であるとき

第6-4条 契約の履行が困難であるとき

社および契約者を除くユーザー等）が被る一切の不利益（当社は、契約者が入力したデータの正確性について確認する義務を負わないものとします）

⑧契約者が当社に提出した申込書等の文書の内容が不正確であった場合（スペル間違い、大文字・小文字の区別の不明瞭等）、または申込内容が事実と異なる場合、第三者の商標等を侵害する場合等）起因して契約者が被る損害等（各種設定作業の遅延、申込内容と異なる作業および結果の発生、第三者との紛争等）（当社は、契約者が当社に提出した申込書等の文書の内容が当該侵害を惹起するか否かについて確認する義務を負わないものとします）

⑨契約者の責任によるデータの誤配信、未着信、データバックアップ・管理上の不備によって生じた契約者の損害

⑩当社が対象サービスを提供する上で、契約者が提供した画像データその他、第三者が知的財産権を有するデータ等を使用する場合において、当該データ等の使用によって契約者と第三者との間に紛争が生じた場合

⑪契約者のウェブサイトが検索エンジンにおいて常時上位へ表示されること

⑫当社の判断により、対象サービスの提供を全面的に終了したことによって生じた契約者の損害

2. 対象サービスには、次の各号におけるサービスは含まれないものとします。

①対象サービスのアップグレード版の提供

②対象サービスのカスタマイズ

③契約者固有のデータの消失や破損に対する対策および修復

④他社ソフトウェア、パーソナルコンピュータやネットワーク機器およびインターネット接続サービス等、当社が提供していないソフトウェアやハードウェア、サービスに起因する問題のサポート

⑤当社が指定する動作環境以外における対象ソフトウェアのサポート

⑥当社または第4条に規定する「再委託者」以外の第三者が施した修正、修復、設定変更等に起因する障害のサポート

⑦対象ソフトウェアを誤用または不適切な使用をしたことに起因する障害や、当社の判断において通常の使用では起こり得ないと認められる障害のサポート

3. 前項第②号の定めにかかわらず、契約者からの要望があり、当社が必要かつ妥当と判断した場合、当社も別途有償にて、対応することができるものとします。この場合、当社・契約者間で別途契約を締結し、契約者は当社が提示する見積書に基づく対価を支払うものとします。

第23条 サービスの変更

サービスの内容および仕様ならびに操作方法のうち、当社がその一部もしくは全部について改良・修正・統合等を行い、または法令の改廃、社会環境の変化その他の事由により事前の予告なく変更・改定・削除する場合があることに、契約者はあらかじめ同意します。

第7章 補償・損害賠償・期限の利益の喪失について

第24条 サービスレベルを維持できなかった場合における補償

1. 第21条（サービスレベルに関する保証）第3項に定める当社が契約者に対して行う補償の内容は、サービスレベルを維持できなかった月における稼働率に応じて、次のとおりとします。ただし当該補償は、契約者が次項以下に定める手続きその他の条件に従う場合このみ実施されるものとします。

①稼働率が95.0％以上99.0％未満であった場合

当該月における契約者が既に支払ったESサービスの利用料金（第10条第3項③号に定める「超過料金」は除き、以下同様とします）の3%に相当する金額を、翌月以降のサービス利用料金に充当するものとします。

②稼働率が95.0％未満であった場合

当該月における契約者が既に支払ったESサービスの利用料金の10%に相当する金額を、翌月以降のサービス利用料金に充当するものとします。

2. 契約者が前項の補償を受けることを希望する場合、契約者は当該月（複数の月にわたってサービスレベルを維持できなかった場合はその最終月）の末日から30日以内に当社に対して所定の方法で通知する必要があります。この要件を満たさなかった場合、契約者は当社による補償を受けることができなくなります。

3. 第22条（免責）に定める場合を含め、次の各号に該当する場合、契約者には本条に定める補償を受ける権利および当社に対するその他一切の損害賠償請求権は生じないものとします。

①ESサービスが利用できない状態であることが契約者または第三者の作為または不作為の結果として引き起こされた場合

②ESサービスが利用できない状態であることが契約者以外の者によるサービスの利用や第三者の設備機器に起因する場合等、第20条（禁止事項）その他本規約に抵触する事由または当社の妥当な管理の及ばない要因によって引き起こされた場合

③ESサービスが利用できない状態であることが生じた月をもって契約者がESサービスの利用を終了する場合やサービス利用に係る料金の全部または一部を期日が到来しているにもかかわらず当社に支払っていない場合等、当社による補償額を翌月のサービス利用料金に充当することができない場合

4. 契約者は、本条に定めるサービスレベルを維持できなかった場合における補償を受ける権利と、第25条に定める損害賠償請求を行う権利は並立しないことをあらかじめ確認し、当社に対して同項に行使することはできないことに同意します。

第25条 損害賠償

1. 第21条（サービスレベルに関する保証）に定める事項以外の事由により、本契約に関連して、当社が契約者に損害を与えたときは、当社は通常損害について賠償するものとし、逸失利益等の特別損害について賠償義務を負わないものとします。

2. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して負う損害賠償額の範囲は、対象サービスに関し損害が発生した日から起算して1年間の期間に利用者から当社に実際に支払われたサービス料金を限度とします。

3. 当社は、以下の各号に定める損害について一切賠償の責を負わないものとします。

①契約者が本契約上負っている自らの義務の履行を怠ったために生じた損害

②第三者から契約者に対してなされた損害賠償請求に基づく損害

第26条 期限の利益の喪失

契約者または当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、相手方からの何らの通知報告なしに、本契約に基づく一切の債務について、期限の利益を失い、一括して弁済するものとします。

①所有物件または権利につき、差押、仮差押、仮処分、競売の申立または租税公課の滞納督促もしくは滞納による保全差押を受けたとき（ただし、第三債務者として差押または仮差押を受けた場合を除きます）

②支払停止があったとき、または破産、民事再生、会社更生、またはこれに類する手続開始の申立があったとき

③手形交換所から不渡報告を受け、または銀行取引停止処分を受けたとき

④監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき

⑤営業の廃止、重要な営業の譲渡または会社の解散を決議したとき

⑥契約者が自らまたは第三者を利用して当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言動を用いたとき

⑦第14条の定め当該したとき

第8章 その他

第8-1条 本契約の目的

第8-2条 本契約の目的

第8-3条 本契約の目的

第8-4条 本契約の目的

第8-5条 本契約の目的

⑧契約者が本契約の定めに従ったとき

⑨契約者の所在を当社が確認できなくなったとき

⑩契約者がサービス料金の支払いを遅延したとき

⑪その他財産状況が著しく悪化する等により、本契約の履行が困難であると認められる状況に陥ったとき

第8-6条 本契約の目的

第8-7条 本契約の目的

第27条 書面主義

契約者と当社間においてなされる、本契約にかかる承認、合意、通知等、一切の意思表示は本契約に明示されているか否かにかかわらず、必ず書面によるものとします。

第28条 本契約上の地位等の譲渡禁止

契約者は、所定の手続きによる当社からの同意を得ない限り、本契約上の地位を第三者に譲渡または承継させてはならないものとします。また、本契約から生ずる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保の用に供してはならないものとします。

第29条 合意管轄

1. 本契約に関する紛争について訴訟の必要が生じた場合には、訴訟に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

2. 契約者は、対象サービスに関連し、当社を相手として訴訟を提起する場合は、その訴訟の原因が生じてから1年以内に開始されなければならないことに合意し、その期間が経過した後は、訴訟を提起することができないものとします。

第30条 合意管轄

(以下余白)